

第15回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和8年7月9日（木）

農村環境改善センター 農事研修室

第15回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和8年7月9日(木)

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招 集 者 大網白里市農業委員会会長 内 海 亮 一

4、出席委員(15名)

2番 高 橋 政 人

3番 吉 原 孝

4番 齋 藤 勉

5番 三 木 年 彦

6番 大 野 勝 弘

7番 岡 本 佳 之

8番 菅 谷 祐

9番 平 賀 久 雄

10番 川 寄 篤 之

11番 加藤岡 一 弘

12番 内 山 充 弘

13番 中 村 和 敏

14番 板 倉 小百合

15番 内 海 亮 一

17番 今 関 喜 明

5、欠席委員

1番 八 角 功 次

16番 梅 原 英 男

6、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(整理番号1~6)

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

(整理番号1~2)

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴
取について

第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(整理番号1~2)

第7 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(整理番号1)

第8 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1~3)

第9 報告第4号 軽微な農地改良の届出について

(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	北田尚史
主任書記	長谷川聡彦	書記	細谷美月

◎開 会

○議長 ただいまより、第15回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、15名で定足数に達しておりますので、第15回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後3時01分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、高橋政人委員および今関喜明委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の北田主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～6）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

○議長 事務局から議案第1号、整理番号1から6について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、金谷郷字珠数谷、田の1筆、字反町、田の5筆、畑の1筆、字宮ノ下前、田の1筆、字五反田前、田の1筆、畑の1筆、字縣台、畑の1筆、字中荒久、畑の4筆、字花表崎、畑の1筆、字殿谷、田の4筆、字大向、畑の1筆、合計面積14,476㎡を使用貸借により権利設定しようとするものでございます。

権利者義務者は議案書のとおりであり、権利者は義務者の孫にあたります。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は体調不良で耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

中央やや左及び中央下に1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから17ページまでになります。

1ページをご覧ください。

農地法第3条における審議事項確認書、基本要件はすべて該当しないものと思われる。

続きまして、議案書の2ページをご覧ください。

次に、整理番号2、この案件につきましては5月の第13回総会にて農地法第3条許可されたものでございますが、譲受人を追加し、共有名義で所有することを理由に、令和8年6月23日付で許可取下願が提出され受理いたしました。

それに伴い改めて3条申請がされたものでございます。

申請地は大網字稻荷前、地目、田の1筆、面積50平方メートルを売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者義務者は議案書のとおりであり、権利者2名は親子であります。

申請理由は、権利者は所有する田と一体で進入路として利用するため、義務者は耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料図面2ページをご覧ください。

中央に1-2と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は別添の詳細資料18ページから21ページまでになります。

18ページをご覧ください。

農地法第3条における審議事項確認書、基本要件はすべて該当しないものと思われる。

次に、整理番号3、申請地は、大網字新宿後、地目、田の1筆、面積122㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申し出によるため、義務者は経営規模縮小のためでございます。

申請位置は、別添資料図面2ページをご覧ください。

中央やや右に、1-3と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は別添の詳細資料22ページから25ページまでになります。

22ページをご覧ください。

農地法第3条における審議事項確認書、基本要件はすべて該当しないものと思われる。

続きまして、議案書3ページをご覧ください。

整理番号4、申請地は、九十根字町田、地目、畑の1筆、面積1,659㎡を使用貸借により権利設定しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は経営規模縮小のためでございます。

申請位置は、別添資料図面3ページをご覧ください。

中央やや下に、1-4と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は別添の詳細資料26ページから29ページまでになります。

26ページをご覧ください。

農地法第3条における審議事項確認書、基本要件はすべて該当しないものと思われます。

次に、整理番号5、申請地は、南今泉字北浜芝、地目、田の1筆、面積16㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は相手方の申し出によるためでございます。

申請位置は、別添資料図面4ページをご覧ください。

中央に1-5と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は別添の詳細資料30ページから33ページまでになります。

30ページをご覧ください。

農地法第3条における審議事項確認書、基本要件はすべて該当しないものと思われます。

続きまして議案書4ページをご覧ください。

整理番号6申請地は、南今泉字中大縄、現況地目、田の4筆、字中浜芝、地目、田の1筆、合計面積397㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は経営規模縮小のためでございます。

申請位置は別添資料図面4ページをご覧ください。

中央に1-6と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は別添の詳細資料、34ページから38ページまでになります。

34ページをご覧ください。農地法第3条における審議事項確認書、基本要件はすべて該当しないものと思われます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきまして、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀委員 それでは議案第1号整理番号1について調査報告いたします。

内容については、事務局の説明のとおりです。

7月3日、平賀推進委員と、権利者、義務者宅で権利者の母親でもある義務者の娘さんからお話を伺い、その後、現地確認を行いました。

義務者権利者の関係は、孫になります。

申請農地は、権利者の父親が使用貸借権を設定し、耕作していましたが、数年前に亡くなり、その後、権利者が耕作をしていました。

義務者が、高齢で耕作できないので、家族で協議をして、今回の申請になりました。

間違いありませんとのことでした。

現地は耕作され、綺麗に管理されている状況でした。

何ら問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議よろしくをお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に整理番号2及び3の案件につきましては、川寄篤之委員お願いいたします。

○川寄委員 議案第1号、整理番号2の調査報告をいたします。

申請理由は、事務局説明のとおりです。

調査には7月5日に関本推進委員と権利者宅に伺いましたが会えず、後日電話にて話を聞きました。

申請に間違いがないということでした。

長屋住宅を建てられると、自作地の田んぼに行く進入路がなくなるため、不動産屋の仲介もあり、義務者と話し合い、売買の話が決まったそうです。

田んぼには稲は植えられていませんが、綺麗に管理されていました。

耕作は隣接地の方をお願いするそうです。

義務者には第13回総会時に長屋住宅の申請があった時に調査に伺い話を聞いたところ、進入の件は承知していて間違いのないとのことでした。

問題はないと思いますが、皆様の慎重審議、よろしくお願いをいたします。

続きまして、整理番号3の調査報告をいたします。

申請理由は、事務局説明のとおりです。

調査には7月5日に関本推進委員と権利者宅に伺い、話を聞きました。

申請に間違いのないことでした。

申請地は、数十年前より権利者が耕作しており、場所も権利者宅の隣接地であり、利便性もよく管理しやすいため、売買の話が決まったそうです。

田んぼは綺麗に稲が植えられていました。

権利者は義務者に一任されており、住居も昔は2軒置いた隣同士でもあり、問題はないと思いますが、皆様の慎重審議よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に整理番号4の案件につきまして、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号4について調査報告を申し上げます。

内容は事務局の説明のとおりです。

今月5日、現地にて義務者に話を伺いました。

今回の申請に間違いのないことで、田んぼも権利者にお願ひしているとのことでした。

同日、権利者には電話にて確認いたしました。

今回の申請は間違いのないことでした。

権利者は、意欲的な農業者で施設等も、整っており、問題はないと思いますが、皆様の慎重審議よろしくお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に整理番号5及び6の案件につきましては、加藤岡一弘委員お願いいたします。

○加藤岡委員 はい。それでは、議案第1号整理番号5から6について、権利者が同一のため、一括して調査報告を行います。

内容につきましては、事務局説明のとおりです。

調査は7月4日、八角推進委員さんと現地で権利者にお会いし、確認いたしました。

また、義務者には電話で確認いたしました。

権利者、整理番号5、6の義務者ともに、今回の申請に間違いのないことでした。

整理番号5と6で各1筆が権利者の畑と自宅の間にあり、以前からどうにかしたいと考えていたとのことでした。

そのことで義務者に相談し、了承されたことで、今回の申請になったとのことでした。

また、整理番号6も自宅から近く、今耕作されていませんが、来年から耕作していきたいとのことでした。

問題ないと思いますが、委員の皆様、慎重審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 それでは、これより議案第1号、整理番号1から整理番号6について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号、整理番号1から整理番号6に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 議案第1号、整理番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 議案第1号、整理番号6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号6は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号(整理番号1～2)

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第2号、整理番号1から2について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

整理番号1及び整理番号2につきましては、権利者と転用目的が同一で、申請箇所が近接し、規模が異なるだけで、内容がほぼ同一のため、一括して説明させていただきます。

まず、整理番号1、申請地は、金谷郷字縣台、地目、畑の1筆、面積836㎡に、地上権を設定し、太陽光発電施設用地に転用しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請位置は別添資料図面1ページをご覧ください。

中央やや左上2-1と示す箇所でございます。

計画の詳細は別添の詳細資料39ページから68ページまでになります。

施設の概要は太陽光パネル144枚、パワーコンディショナー10台を設置しようとするものでございます。

続きまして、整理番号2、申請地は金谷郷字馬場埼、地目、畑の1筆、面積1,208㎡に地上権を設定し、太陽光発電施設用地に転用しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書に記載のとおりでございます。

申請位置は、別添資料図面1ページをご覧ください。

中央左上に2-2と示す箇所でございます。

計画の詳細は別添の詳細資料69ページから99ページまでになります。

施設の概要は太陽光パネル162枚、パワーコンディショナー10台を設置しようとするものでございます。

事業を行う理由につきましては両案件とも権利者が義務者から地上権の設定を受け太陽光発電施設を設置し、太陽光発電事業を行うことによって、収益を上げるために計画したとのことでございます。

最初に転用の許可基準となります立地基準でございますが、両案件ともに、申請地は農振農用地区域外の農地で、第二種農地に該当すると思われます。

次に、一般基準でございます。

申請目的実現の確実性について、でございますが、資金計画につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっております。

次に転用行為の妨げになる権利につきましては公募により確認したところ支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、でございますが、埋め立ては行わず、整地転圧のみ行う計画となっております。

排水につきましては、雨水を地下浸透する計画となっております。

また設置する工作物の高さ1.7メートル程度で、敷地境界全体にあぜ板を設置する計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられます。

最後に他法令の関係は、大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例が該当し、担当課へ事前協議申出書が提出済みであり、その写しが添付

されております。

議案第2号の説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました。地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

議案第2号、整理番号1から2の案件につきましては、一括して、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀委員 それでは、議案第2号、整理番号1、2について、権利者が同一であり内容も同様なので、あわせて調査結果を報告いたします。

理由については事務局の説明のとおりでございます。

7月6日に大野委員さんと現地で、代理人から説明を受け、調査を実施いたしました。

権利者は太陽光発電事業をするにあたり、施設用地を探したところ、義務者から借り受けることができることになったので、地上権を設定し、太陽光発電施設を計画しており、埋め立て、盛土等は行わず転圧して、パネル周囲にあぜ板及びフェンスを設置しますとのことでした。

隣接する農地の所有者には説明しており、申請内容に間違いありませんとのことでした。

双方の申請地はともに畑であり、昨年までは耕作されていました。

現在は雑草が繁茂している状況です。

同日、両義務者に電話で確認したところ、申請内容に間違いありませんとのことでした。

特に問題はないと思われそうですが、皆様の慎重な審議よろしくお願い申し上げます。
以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1から2の案件について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号、整理番号1から2の案件について質疑を終結いたします。

○議長 議案第2号、整理番号1は、原案のとおり許可相当、とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は、原案のとおり許可相当、とすることに決定いたします。

○議長 議案第2号、整理番号2は、原案のとおり許可相当、とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2は、原案のとおり許可相当、とすることに決定いたします。

○議長 採決の結果、議案第2号、整理番号1から2につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号「大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」を議題とします。

議案第3号、整理番号1から4について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の6ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項」の規定により、市町村等に農用地利用集積等促進計画案の提出を求めることができるとされております。

本案は、同条第3項に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の7ページ「農用地利用集積等促進計画案総括表」をご覧ください。

権利の設定を受ける者は2人、権利の設定をする者は4人、権利の設定をする農用地の筆数および面積は、畑が4筆で、面積18,392㎡、でございます。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

農地中間管理機構から権利の設定を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が4件でございます。

それでは、整理番号1から4の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、南今泉、畑が1筆、5,457㎡、10年、物納、全面積で玉ねぎ20kg、枝豆10kg、煎り落花生10kg、新規。

整理番号2、北今泉、畑が1筆、3,272㎡の内2,500㎡、10年、金納、10a当たり8,000円、新規。

整理番号3、南今泉、畑が1筆、5,123㎡、10年、物納、10a当たり落花生土さや15kg、新規。

整理番号4、四天木、畑が1筆、5,312㎡、10年、金納、全面積で40,000円、新規。

なお、整理番号1から4の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと認められます。

議案第3号の説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、新規契約の農用地利用集積等促進計画の案件について、地区において調査を実施しておりますが、整理番号1から3の案件は、制度変更による更新案件となりますので、調査結果の報告は省略とさせていただきます。

○議長 整理番号4の案件につきましては、加藤岡一弘委員、お願いいたします。

○加藤岡委員 それでは、整理番号4について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局説明のとおりです。

調査は7月3日八角推進委員さんと、調査いたしました。

借受人は、以前より借受け、この土地を耕作していましたが、今回正式に申請することになったそうです。

特に問題ないと思いますが、委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労様でした。

これより、整理番号1から4について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号1から4に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から4について、一括して採決することにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から4について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から4の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎報告第1号～報告第4号

○議長 日程第6、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、日程第7、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、日程第8、報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」、日程第9、報告第4号「軽微な農地改良の届出について」、を一括して議題といたします。
事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書11ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は2件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の12ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出は1件でございます。

市街化区域内の農地を専用住宅用地として、転用するものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の13ページから14ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は3件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

議案書の15ページをご覧ください。

続きまして、報告第4号についてご説明いたします。

軽微な農地改良の届出は1件でございます。

土地の所在地、土地所有者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地を盛土後、畑として耕作しようとするものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第4号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長 それでは、ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて、日程第6から日程第9の報告事項を終了いたします。

◎そ の 他

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長 事務局どうぞ。

○事務局 会終了後に、「令和8年度遊休農地調査について」及び「田畑売買価格等に関する調査について」の説明がありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第15回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後3時40分）

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年7月9日

農業委員会会長 内海 亮一

署名委員 高橋 政人

署名委員 今岡 喜明